

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月に会社Aに雇用され、B工場及びC県D市所在のE工場において粉じんばく露業務に従事していた。被災者は、平成〇年〇月〇日付けで労働局長からじん肺管理区分「管理3ロ」の決定を受け、平成〇年〇月〇日を症状確認日とするじん肺の合併症「肺結核」により療養補償給付を受給し、加療の結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

その後、請求人は、じん肺の合併症「続発性気胸」にり患し、平成〇年〇月〇日を症状確認日として療養していたところ、同年〇月〇日、F医療センターに緊急入院し、同月〇日、同病院において死亡した。死亡診断書によると、直接死因「誤嚥性肺炎」、直接死因の原因「不詳」、直接には死因に関係しないが傷病経過に影響を及ぼした傷病名等「慢性呼吸不全、じん肺」とされている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及ん

だものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、被災者の嚥下性肺炎による死亡は、じん肺及び続発性気胸（以下「じん肺等」という。）に起因するものである旨主張しているので、以下検討する。

(2) 被災者のじん肺等の状態について、G医師及びH医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「CT画像上はじん肺の粒状陰影は軽度であり、肺機能検査所見は認めず、気胸出現時やI病院でのSpO<sub>2</sub>は正常であって、著しい呼吸機能障害があるとは認められない。」旨述べているところ、一件記録を精査するも、被災者に著しい肺機能障害は認められない。

(3) 被災者が死亡するに至った原因等についてみると、J医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「誤嚥の原因は嚥下機能の低下であり、誤嚥性肺炎と続発性気胸との間に直接の因果関係はないと考える。ただし、肺炎発症後の経過においてはじん肺による呼吸機能低下が影響を与えたものと考え。」と述べており、G医師及びH医師は、上記意見書において、「経過は急激な進行であり、誤嚥性肺炎によるものと思われる。誤嚥性肺炎と気胸・じん肺症との因果関係については、明らかな因果関係は不明である。」旨述べている。上記医師の意見を踏まえ、改めて被災者が死亡に至った経過について精査したところ、被災者の嚥下性肺炎の治療経過において被災者のじん肺等が影響を与えた

可能性を全く否定することはできないものの、被災者のじん肺等の状態は上記（２）のとおりであり、当審査会としても、決定書理由第２の２の（２）に説示するとおり、被災者の誤嚥性肺炎による死亡と被災者に発症していたじん肺等との間に相当因果関係を認めることはできないものと判断する。

- 3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。